

精神科訪問看護 料金・加算書

(ア)訪問看護基本療養費	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)					
週3日目まで 30分以上 / 30分未満	5,550 / 4,250円	560 / 430円	1,110 / 850円	1,670 / 1,280円	<input type="checkbox"/>
週4日目以降 30分以上 / 30分未満	6,550 / 5,100円	660 / 510円	1,310 / 1,020円	1,970 / 1,530円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者2名への訪問					
週3日目まで 30分以上 / 30分未満	5,550 / 4,250円	560 / 430円	1,110 / 850円	1,670 / 1,280円	<input type="checkbox"/>
週4日目以降 30分以上 / 30分未満	6,550 / 5,100円	660 / 510円	1,310 / 1,020円	1,970 / 1,530円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者3名以上への訪問					
週3日目まで 30分以上 / 30分未満	2,780 / 2,130円	280 / 210円	560 / 430円	830 / 640円	<input type="checkbox"/>
週4日目以降 30分以上 / 30分未満	3,280 / 2,550円	330 / 260円	660 / 510円	980 / 770円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)					
外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円	<input type="checkbox"/>

(イ)訪問看護管理療養費	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
訪問看護管理療養費					
月の1日目の訪問の場合	7,670円	770円	1,530円	2,300円	<input type="checkbox"/>
月の2日目以降の訪問の場合	3,000円	300円	600円	900円	

(ウ)加算	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/回	210円	420円	630円	<input type="checkbox"/>
深夜訪問看護加算	4,200円/回	420円	840円	1,260円	<input type="checkbox"/>
24時間対応体制加算(取り組みしている)	6,800円/月	680円	1,360円	2,040円	<input type="checkbox"/>
24時間対応体制加算(上記以外)	6,520円/日	650円	1,300円	1,960円	<input type="checkbox"/>
精神科緊急訪問看護加算	2,650円/日	270円	530円	800円	<input type="checkbox"/>
特別管理加算(重症度等が高い)	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円	<input type="checkbox"/>
特別管理加算(上記以外)	2,500円/月	250円	500円	750円	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	<input type="checkbox"/>
特別管理指導加算	+ 2,000円	+ 200円	+ 400円	+ 600円	
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	<input type="checkbox"/>
精神科複数回訪問加算 (同一建物内2人以上)	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円	<input type="checkbox"/>
精神科複数回訪問加算 (同一建物内3人以上)	1日2回 4,000円 1日3回以上 7,200円	400円 720円	800円 1,440円	1,200円 2,160円	
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内2名まで)	1日1回 4,500円 1日2回 9,000円 1日3回以上 14,500円	450円 900円 1,450円	900円 1,800円 2,900円	1,350円 2,700円 4,350円	<input type="checkbox"/>
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内3名以上)	1日1回 4,000円 1日2回 8,100円 1日3回以上 13,000円	400円 810円 1,300円	800円 1,620円 2,600円	1,200円 2,430円 3,900円	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円/回	520円	1,040円	1,560円	
訪問看護情報提供療養費1					<input type="checkbox"/>
訪問看護情報提供療養費2	1,500円/月	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費3					
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	<input type="checkbox"/>
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	<input type="checkbox"/>
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	<input type="checkbox"/>
精神科重症患者支援連携加算 イ	8,400円	840円	1,680円	2,520円	<input type="checkbox"/>
精神科重症患者支援連携加算 ロ	5,800円	580円	1,160円	1,740円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	<input type="checkbox"/>
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	10円	10円	20円	<input type="checkbox"/>

(エ)その他自費		チェック欄
交通費	緑区内 : 500円 その他地域 : 事務所からの距離に100円を乗じた金額。または、公共交通機関実費。	<input type="checkbox"/>
お別れの処置	10,000円	<input type="checkbox"/>
保険給付対象外サービス	医療機関受診の付添(医師への説明を伺い、御本人・ご家族への説明まで含む) 1時間当たり9,130円(交通費は実費を頂きます)	<input type="checkbox"/>

<p>夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算</p> <p>夜間（18時～22時迄の時間）・早朝（6時～8時迄の時間）に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜（22時～翌6時迄の時間）に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。</p>
<p>24時間対応体制加算</p> <p>必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に一回算定。</p> <p>24時間対応体制における看護業務の負担の取り組みをしている場合と、していない場合で料金に変更あり</p>
<p>精神科緊急訪問看護加算</p> <p>主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定。</p>
<p>特別管理加算（重症度等が高い）</p> <p>在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。</p>
<p>特別管理加算（上記以外）</p> <p>①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定しているいずれかの場合に算定。</p>
<p>退院時共同指導加算 / 特別管理指導加算</p> <p>医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。尚、特別な管理が必要な者（概ね上記の特別管理加算対象者）に対して行った場合は、特別管理指導加算が追加される</p>
<p>退院支援指導加算</p> <p>退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に算定。</p>
<p>精神科複数回訪問加算</p> <p>1日に2回以上訪問した場合に加算を算定。</p> <p style="text-align: right;">f</p>
<p>複数名精神科訪問看護加算</p> <p>看護職員が、看護師等と同時に訪問看護を行った場合に算定。</p>
<p>長時間精神科訪問看護加算</p> <p>1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回算定。</p>
<p>訪問看護情報提供療養費</p> <p>市町村や学校・保育所等や入院・入所に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供した場合に算定。</p>
<p>在宅患者連携指導加算</p> <p>訪問診療を実施している医療機関と文書等による情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月一回に限り算定する。</p>
<p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算</p> <p>利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患家を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p>
<p>利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患家を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p>
<p>看護・介護職員連携強化加算</p> <p>看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。</p>
<p>精神科重症患者支援連携加算</p> <p>精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、医療機関等と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に月1回に限り、6月を限度として算定する。</p>
<p>訪問看護ターミナルケア療養費</p> <p>看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。</p>
<p>訪問看護医療DX情報活用加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う</p>